

令和7年度 山形市立東小学校・いじめ防止基本方針

平成25年12月策定・平成26年1月施行
毎年度修正後 施行

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の「教育を受ける権利及び基本的人権」等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

いじめ防止対策推進法や県、市が策定したいじめ防止基本方針等に則って、「いじめは絶対に許さない」「いじめは、どの子でも、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見・早急な対処措置」さらには「いじめがなく安心して生活できる学校の実現と維持」について共通理解を図り、学校、教育委員会、地域住民、家庭、その他の関係諸機関との連携のもと、組織的に全力で取り組むものとする。

いじめ防止対策推進法

- ☐ いじめの定義（第2条） ☐ いじめの禁止（第4条） ☐ 学校のいじめ防止基本方針（第13条）
- ☐ 学校が講じるべき基本的施策（第15～19条）
- ☐ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（第22条） ☐ いじめに対する措置（第23条）
- ☐ 学校の設置者またはその設置する学校における対処＜重大事態への対処＞（第28条） 他

県や市のいじめ防止基本方針との関連

- ☐ 山形県 「山形県いじめ防止対策の推進に関する条例」（平成26年3月）
「山形県いじめ防止基本方針」（平成26年4月施行 平成29年11月改訂）
概要版、別冊資料、「いじめ防止対策のための早期発見・早期対応ハンドブック」等
- ☐ 山形市 「山形市いじめ防止基本方針」（平成28年4月施行）
「山形市 学校教育の指導の指針（H28～H37）内 P28～P36」 等

いじめの定義

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。また、好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

2 いじめ防止のための取り組み

（1）基本的な考え方

上記等を参酌し、本校として次のような基本的な考え方でいじめ防止 及び 対応にあたる。

- ☐ いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ☐ いじめは、人間としての存在、人権を根底から否定し、侵害するものであり、決して許されない行為である。
- ☐ 命はかけがえのないものであり、自他の生命を大切にしなければならない。
- ☐ 「いじめは絶対にしない、させない」社会の実現のために、日頃からいじめを発生させない自浄作用のある集団づくりに努める。
- ☐ 個々の行為がいじめに当たるか否かは、いじめられた児童の立場に立って判断する。

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、日々の充実した学習の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

いじめだけに限らず、不登校や登校しぶり、問題行動、虐待等についての対応も、本方針に則り、速やかに行う。未然防止や早期発見、早期対応及び組織的対応は変わらずに踏襲していく。対応マニュアルをもとに、対応していく。

(2) 教職員による指導について

☐ 校内研修の確立と情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底

☐ いじめを許さない体制の確立と児童への周知

☐ 児童への薫陶の時間と場の設定

☐ いじめのサインの共通理解

☐ 日常的な「分かる授業」の実践

☐ 教員による自身の指導の振り返り

☐ 学年経営を中心にした児童の活躍の場

づくり、居場所づくり、絆づくり

☐ 道徳の時間を中心とする全教育活動における指導

☐ 児童理解による教育活動の精選、めあての確立

☐ 社会体験や体験活動の推進と充実

☐ 相互の授業の公開と参観等、多くの目でいろいろな学級を見る機会の創造

☐ 異学年、異世代との交流の推進

☐ 児童自身が考え、決定し、実践することを大切にした指導

☐ 「師表たる教師」としての自覚と努力 他

☐ 教員研修について

・学年、学級経営 ・ソーシャルスキル ・特別活動 ・道徳 他

☐ 児童への指導

・ソーシャルスキル ・交流活動 ・学習指導（校内研究） 他

【具体的な取り組み】①

- ・一人一人の活躍の場の設定（学級経営の充実）
- ・付けたい力を明らかにした「分かる授業」実践
- ・学習や行動を振り返る時間の設定
- ・地域に根ざした価値ある豊かな体験活動の設定
- ・読書活動の推進
- ・児童一人一人に対する理解の推進
- ・学習における交流の場の設定
- ・児童に対する適切なめあての設定 等

(3) 児童に培う力とその育成に向けた具体的取組

☐ 自尊感情と自己有用感の育成

☐ 規律を守った学校生活

☐ 美しいものを美しいと言える素直な心、

☐ みずみずしい感性

☐ 他者とのちがいを正しく認識できる力

☐ 他者のよいところを理解し、認め合える力

☐ 他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操

☐ 未知なるものに進んでチャレンジする力

☐ 失敗しても何度も粘り強く取り組む力

☐ 試行錯誤をくり返すことができる力

☐ 他者とのコミュニケーションを図る力

☐ 規範意識、正しいことが分かる善悪判断力

☐ ストレスに適切に対処できる力

☐ 知識や技能、思考力や判断力、表現力を活用して課題解決に取り組む力

☐ 分かる実感をもち、意欲的に学習に取り組む意欲や態度 他

【具体的な取り組み】②

- ・児童の成果への即時かつ具体的評価（コメントやことばがけ 等）
- ・児童の個性を認め合う場の設定
- ・ソーシャル及びコミュニケーションスキルの育成
- ・成長に応じためざす子ども像の周知と規範意識、善悪の判断力等の育成（全教育活動を通して） 等

(4) いじめ防止及び早期発見と対応に向けた組織と具体的な取組

本校のいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、下記の関係者からなる「いじめの防止対策会議」を置く。

山形市立東小学校「いじめ防止対策会議」(いじめ防止対策推進法第22条に基づく必置組織)

○校内職員：校長・教頭・教務主任・養護教諭・各学年主任・生徒指導主任・教育相談担当・
その他（特別支援教育コーディネーター・市特別支援指導員 等）・加害及び被害児童担任

【具体的な取り組み】

- | | |
|---|---|
| ☐ 本校のいじめ防止基本方針の策定 | ☐ いじめ防止基本方針に沿った実践と検証 |
| ☐ いじめ防止基本方針の修正 | ☐ 校内研修の企画・運営 |
| ☐ いじめに係る情報収集 | ☐ いじめ発生に係る全職員への情報提供 |
| ☐ 第1次緊急対応会議に向けた報告の準備 | ☐ 第1次緊急対応会議への引き継ぎ |

※校外関係者：事案により、PTA会長・PTA副会長・学校運営協議会委員・地区民生・児童委員、
スポーツ少年団・本部長・町内会長及び区長等より、情報提供等の御協力をいただく。

※当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、
防止に係る具体的な取り組みを行う。

(5) 児童の主体的な取組

- ☐ 児童会や委員会活動を中心に、仲よく学校生活を送ることができるように、異学年交流や縦割り班活動
を充実させていく。
- ☐ 道徳の時間や特別活動を活用して、いじめ防止活動を計画し積極的に参加する。

(6) 家庭や地域との連携

- ☐ ホームページ等で本校いじめ防止基本方針の周知を行う。
- ☐ 適時又は随時、学年・学級懇談会等での話し合いを行う。
- ☐ 東小学校交通安全協力会や外部組織をはじめとする関係機関との連絡と報告を励行する。

3 早期発見の在り方と取り組み ～起こる前の手立てを最優先に～

(1) 早期発見に向けた取り組み

- ☐ いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有
 - ・本防止策と対応に係る考え方と具体的対応策の理解
 - ・いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有

- ①第1ステージ 4～6月 → 4月
②第2ステージ 7月～11月 → 9月
③第3ステージ 12月～2月 → 2月

- ☐ いじめと悩みに係るアンケート調査 ※県によるアンケートは6月・11月

・年3回の学校生活アンケート調査（4月・9月・2月）とその対応

- ・学習・生活指導部による年に3回のアンケートを実施する。（県によるアンケートとは別）
- ・アンケート後は、一人一人の児童とアンケートをもとに面談を行う。子どもの気になる様子について
は、保護者とも内容を共有する。

アンケート内容は、その時の児童実態に応じて設定→発見事由に対しては、後述の対応を実施
詳細は、学習・生活指導部による「いじめ防止・早期発見の取り組みについて」による。

・教職員のいじめ評価と改善（調査の当月及び翌月）

- ☐ 「ふり返り」の活用
 - ・授業中の様子の観察と「ふり返り」を活用した子どもたちの思いと願いの把握
 - ・一日の始まりと終わりの会の充実 ※確実な健康観察と「スクールライフノート」活用
- ☐ 不断の子どもたちの見とりと情報交換
 - ・日々の授業の充実
 - ・自己有用感と自尊感情の醸成

【学校におけるいじめのサインの例】 <指導の指針より>

- ☐ 急な体調不良 ☐ 遅刻や早退の増加 ☐ 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ
- ☐ 学用品、教科書、体育着等の紛失 ☐ 学用品の破損、落書き ☐ 授業への遅参
- ☐ 保健室への来室の増加 ☐ 日頃交流のない児童との行動
- ☐ 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 ☐ 多数児童からの執拗な質問や反駁
- ☐ 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ ☐ 業間や休み時間の単独行動
- ☐ 特定児童の発言へのどよめきや目配せ ☐ 突然のあだ名
- ☐ 特定児童からの忌避・逃避 ☐ 特定児童の持ち物からの逃避 等

(2) 早期発見に係る組織

☐ 教職員間の情報交換

- ・こまめな不断の情報交換
- ・特に学年内及び学年間の情報交換を重視
- ・職員会議や打ち合わせでの児童の情報交換（子どもを語る会）
- ・保健室や担任外教職員からの情報提供とその共有
- ・児童からの情報の活用

☐ 教育相談体制

- ・心配される児童への定期的な相談の実施
- ・教育相談担当による相談体制の確立と教頭をはじめとする担当への報告、連絡、相談の徹底

☐ 特別支援教育コーディネーター

- ・児童の実態把握と適切な支援への助言
- ・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり

☐ 保護者からの訴えに係る窓口の一本化

- ・教頭、教務を窓口として、いじめの通報や情報に対応
- ・全教職員への報告と周知

(3) 家庭や地域との連携

☐ 家庭との連携

- ・学校だより、学年・学級だよりによる子どもたちの活動の広報
- ・いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA総会や諸会合、学校だより等で）

【家庭でのいじめのサイン例】 <指導の指針より>

- ☐ 登校しぶり ☐ 転校の希望 ☐ 外出の回避 ☐ 感情の起伏の顕著化
- ☐ 教師や友だちへの批判増加 ☐ 隠し事の発覚 ☐ 家庭でのお金の紛失
- ☐ 荒くなる金遣い ☐ 長時間の長電話や過度に丁寧な対応
- ☐ 衣服の不必要な汚れ ☐ 体への傷やいたずらの痕跡
- ☐ 保護者来校の拒絶 ☐ 過度なネットへの対応 他

☐ 地域との連携

- ・学校だより、PTA広報による教育活動の広報と周知
- ・登下校時の立哨等とおした児童の実態の情報交換

※特に、交通安全協力会及び子ども見守り隊の方々との情報交換をこまめに行い、児童の様子などについて定期的に知らせていただくようにする。

【地域で見られるいじめのサイン例】 <指導の指針より>

- ☐ 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- ☐ 一人だけ離れて登下校している。 ☐ 故意に遅れて登校している。
- ☐ 地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
- ☐ 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。また、物品の貸し借りの強制、遊びでの強制を受けている。
- ☐ コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

4 いじめに対する具体的な措置 ～早期かつ即時対応&組織的対応～

【独自の判断は禁物！ 素早く対応】

- × 「様子を見よう。」「悪ふざけだろ。」「単なるけんかだろう。」「…の考えは捨てる。
- ☐ 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- ☐ 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- ☐ 「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- ☐ 「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

(1) 素早い事実確認

①速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者 → 担任、学年主任等 → 教頭・教務 → 校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・情報受信者を中心に直ちに「報告書」を作成する。教頭へ提出する。
- ・教頭により、第1時緊急対応会議を召集し、報告書の内容を周知する。

<報告書の内容>

○日時 ○場所 ○被害児童 ○加害児童 ○内容・状況 ○情報受信者

②第1次緊急対応会議

【第1次緊急対応会議】 当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

(1) 構成人員

○校長 ○教頭 ○教務 ○生徒指導主任 ○担任 ○学年主任と学年教員
○養護教諭 ○教育相談担当

(2) 資料

☐ いじめ発見報告書 ☐ 被害・加害児童の家庭環境調査票

(3) 会議内容

①事実確認のための必要事項

- ・いじめの状況（日時・場所・人数・様態 等）
- ・いじめの動機や背景 ・時系列での事実の把握
- ・被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
- ・本件について家庭が知っていること
- ・教職員や周辺児童が知っていること
- ・これまでの問題行動等

②事実確認の計画

- ・事実確認のための役割分担
- ・被害児童への聞き取り ・加害児童への聞き取り

③事実確認の実施 **特に聞き取りを重視**

- (1) 被害児童への聞き取り
 - ☐教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
 - ☐いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急に気持ちに寄り添って話を聞く。
- (2) 加害児童への聞き取り
 - ☐いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
 - ☐いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
 - ☐「いじめは絶対許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしない。
- (3) 周辺児童への聞き取り
 - ☐事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
 - ☐内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
 - ☐事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。
- (4) 被害児保護者、加害児保護者に対して
 - ☐保護者とは直に会って面談を行う。
 - ☐保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応を説明する。
 - ☐保護者の心配を明らかにして、解決に向けた今後の見通しについて説明していく。

- ・校長 → 教頭・教務 → 全職員 のルートで確認事実を周知する。
- ・聞き取りの記録は、時系列で確実にとって、それを蓄積し、全職員で共有していく。

(2) 組織的対応について

【第2次緊急対応会議】 具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

(1) 指導方針及び指導体制の決定

- ☐第1次緊急対応会議のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定
 - ・被害児童、加害児童、周辺児童、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。
- ☐実際の対応 → 記録作成と共有
 - ①被害児童への対応班
→ 学年主任、担任、養護教諭、教育相談員
 - ②加害児童への対応班
→ 学年、担任、生徒指導主任（教育相談員）
 - ③周辺児童への対応班
→ 学年、教務（教頭）、学年部教員
 - ④該当児童保護者への対応班
→ 教頭(教務)、学年主任（担任）

全教員で分担する。

組織的に対応していく。

※実際の対応を記録に残す

- ☐ 指導の継続や定期的な当該児童、保護者等からの聞き取りを通して、いじめの解消を確認する。解消が確認されるまで指導は続ける。
- ☐ いじめの解消には、少なくとも、次の①と②の要件を満たす必要がある。
 - ①「いじめに係る行為が止んでいること」少なくとも3ヶ月以上、行為が止んでいること。
 - ②「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」
被害児童本人及び保護者に、面談等により確認する。

被害児童対応班

- ☐ つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
 - ☐ 具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。
 - ☐ いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝える。また、今後の支援を約束する。
 - ☐ 自分の保護者や加害児童に対するはたらきかけについて、意思を尊重して進める。
-
-

加害児童対応班

- ☐ 行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
 - ☐ グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解を持って聞き取りする。
 - ☐ いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することがないような心を育てる。
 - ☐ きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
 - ☐ 長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。
-
-

周辺児童対応班

- ☐ いじめの被害者の気持ちを考えさせる。いじめの卑劣さを理解させる。
 - ☐ はやしたてる行為、見て見ぬふりをするのもいじめであることを再度認識させる。
 - ☐ いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について再度確認する。
 - ☐ いじめを止める、知らせる行為がいかに正義に基づいた勇気ある行為であるかについて指導する。
-
-

被害児童保護者対応班

- ☐ 確認した事実関係を正確に、思い込みや感情を混えずに客観的に伝える。必要な場合は、学校としての謝罪を行う。
- ☐ 再発防止策、支援方針、今後の対応について、具体的に説明し不安を除く。
- ☐ 学校と家庭の今後の対応について、共通理解を持つ。

加害児童保護者担当班

- ☐ 確認した事実関係を正確に、客観的に伝える。
 - ☐ 今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
 - ☐ 謝罪について相談の上、確認する。謝罪は強要せずに、涵養を図っていく。
-

○聞き取りを特に重視し、時間と回数を重ねて事実を確認していく。

○全て、時系列で、記録を取る。記録を蓄積し、事後の相談や指導に生かす。全教職員で情報を共有していく。

○複数で対応することを原則とする。

○完全ないじめ解消を、全ての班、全教職員で確認する。

(3) 集団へのはたらきかけ

- いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係修復を経て、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての児童が、集団の一員として互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- 教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童（障がいのある児童、発達障がいのある児童、帰国子女、外国人、被災児童、性同一障がいや性的指向及び性自認に係る児童など）については、学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

(4) ネットいじめへの対応

- ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込み等（名誉棄損、プライバシー侵害、誹謗中傷等）を発見した場合は、直ちにプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。その際は、山形市の法務局等の協力を求める。児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに東部交番もしくは山形警察署に通報し、適切な援助を求める。また、市教育委員会に報告するとともに、四中、近隣小学校にも連絡を入れる。
- 情報セキュリティポリシーに係る学習会を、児童と保護者に実施し、情報モラル教育を進める。児童に対しては、第4学年の学習において、保護者に対しては、PTAと連携して、最新のネット社会の現状と課題を伝えるようにする。

スマホ・携帯等インターネット上のいじめの未然防止と適切な対応		
【実態を知る】	【いじめの実態を知る】	【早期発見・早期対応】
・インターネットいじめ の類型 掲示板、メール、SNS、LINE グループ、オンラインゲーム 等	・情報モラル指導 ・家庭や地域との連携 フィルタリング、ペアレンタルコント ロール、ネットパトロール、研修会等	・いじめのサイン ・相談体制整備 ・ネットパトロール・削除依頼 ・被害防止の取り組み

5 重大事態への対処

【いじめによる重大事態】

いじめにより、

- 当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき
 - 当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされているとき
 - 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- ＜重大事態と想定されるケース＞

×児童が自殺を図った場合

×身体に重大な傷害を負った場合

×金品等に重大な被害を被った場合

×精神性の疾患を発症した場合 等

◆ 重大事態の「疑い」があると認められたときも、山形市教育委員会に第一報を入れる。

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- ☐ 本校第1次緊急対応会議のメンバーを母体に、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援と協力を仰ぐ。
- ☐ 具体的な調査組織の構成員については、山形市教育委員会の指示を仰ぐ。
(弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、カウンセラー 等)

(2) 校内の連絡と報告体制について

- ☐ 校内における連絡・報告体制は、第1次緊急対応会議の報告体制及び「本校緊急対応マニュアル(※)」内の「学校事故対応マニュアル」に基づいて行う。(※は、冊子として配布済み)

(3) 重大事態の報告

- ☐ 重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに山形市教育委員会に報告する。
(市教育委員会は、山形市長に報告する。)

(4) 外部機関との連携

- ☐ 山形市教育委員会の指示のもとに、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図る。
- ☐ 指示のもとに、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

【重大事態への対応】

(窓口：教頭)

- ☐ 調査の主体が学校か、教育委員会か、決定される。
- ☐ 調査組織をつくる。 ☐ 事実関係の究明を行う。
- ☐ 調査結果の報告と提供がなされる。
- ☐ 必要な場合、再調査の措置がとられる。 → 市教育委員会と連携して行う。

6 教育相談体制と生徒指導体制について

(1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- ☐ 児童へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。
- ☐ 担任とともに学年主任、教育相談担当、生徒指導主任は、把握したいじめ案件に対して迅速な対応を行う。
- ☐ 担任とともに学年主任、教育相談担当、生徒指導主任は、必要な場合、本校のいじめの防止対策会議への引き継ぎを行い、定期的な情報の報告を行う。(報告窓口：教頭、教務 → 生徒指導主任へ)

(2) 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

- ☐ 日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
 - ☐ とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。
 - ☐ 問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。
 - ・職員会議、毎週の打合せ、臨時の職員集会等を活用
 - ・事案により、校長、教頭、生徒指導主任等から報告
- ※具体的な計画は、「学校経営概要」の生徒指導全体計画、教育相談計画等による。

7 校内研修

(1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- ☐ 年度当初にいじめ防止基本方針といじめ対応マニュアルを全職員で確認する。
- ☐ 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- ☐ PTAとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。
- ☐ 児童一人一人が認め合い高め合えるような授業実践に係る研修の場を設定する。(校内研究と連携)

（２）具体的な取組

- ☐ 児童の発達課題や成長、社会的課題、家庭教育の在り方等に関して、必要に応じて研修会を実施する。また、適宜いじめの未然防止や対処方法について学ぶ機会を確保する。
- ☐ いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。
- ☐ 教員研修担当の教頭をリーダーに、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。また、研修を受けた教員からの研修報告を聞き合う場を設定する。

８ 学校評価

（１）いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- ☐ 児童に対しては、自分の学校生活を振り返って、定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。
- ☐ 保護者に対しては、定期的な評価を心がけ、広く、こまめに情報を得るようにする。
- ☐ 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- ☐ 学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し、改善を図る。

（２）家庭や地域との連携

- ☐ 学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報するとともに、いじめとその防止や対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- ☐ 家庭や地域よりいじめの情報があった場合には、いじめ防止対策会議を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

（３）ＰＤＣＡサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

- ☐ 本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。
 - ・短期評価 → ステージ毎の定期的な児童アンケートや情報交換、などに基づき、児童の実態や対応体制等を確認、改善
 - ・中期評価 → 各ステージ内で、児童へのアンケート調査、教職員による取り組み評価アンケート調査を実施し、各期間の実態や変容をとらえ、対応や体制等を改善
個人面談や学校評価等で得られた情報を分析して改善
 - ・長期評価 → 中・短期評価をもとに、次年度のいじめ関連方針等を精査、改善

９ その他

（１）ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出

- ☐ 本校の教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
- ☐ 一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。
- ☐ 取り出し指導や研修参加時の代替指導など、授業支援のサポート体制の整備を図る。

（２）担任力の向上

- ☐ 「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- ☐ めあてとつきたい力を明らかにして、日々の授業と生徒指導に取り組む。
- ☐ 日々の実践を謙虚に振り返り、常に改善を図る。

（３）学校外の組織との連携

①東こどもクラブ（学童）との連携

- ☐ 校長、教頭と東こどもクラブ（以下「クラブ」）の支援員代表が、必要に応じて打ち合わせを開き、

日々子どもたちの様子について、必要な情報を交換し合うようにする。また、児童の成長の様子などについても積極的に情報を交換し合えるようにする。

□実際に行ったいじめ防止対応や早期発見、早期及び組織的対応等についての情報交換を行い、学校とクラブが、共通理解と同一歩調をとりながら一人一人の指導と支援に当たれるようにする。

□クラブの第4・5室が、1・2・3室と離れた場所にあることから、クラブには、今まで以上に児童に目を届かせていただくことを依頼すると共に、学校としてもクラブを支援できる体制を整えていくようにする。

②スポーツ少年団との連携

□スポーツ少年団での活動も、児童の健全な成長に大変意義深いこととしてとらえ、本校スポーツ少年団本部や各団の関係保護者をとおして連携や共通理解を図る。

□問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。

③町内会や子ども会等との連携

□地区の夏祭り等の行事への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるよう支援する。

□問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。

【令和7年 4月 1日 改定】